

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A会社（現在廃止）に雇用され、Bに所在していたC会社を元請とする工事現場において、平成〇年〇月〇日、既設物の解体作業中に転落し、右足骨盤及び右足膝を負傷した（以下「本件災害」という。）。請求人は、「右骨盤骨折、右大腿骨中心性脱臼」等の傷病名で加療の結果、平成〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後障害が残存しているとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第11級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

その後、請求人は、平成〇年〇月〇日、「右変形性股関節症」の傷病名にて再発認定を受け、治療の結果、平成〇年〇月〇日、再治ゆした。請求人は、再治ゆ後障害が残存しているとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は、障害等級第10級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をしたが、この処分に対する審査請求の取消し決定を受け、監督署長は、障害等級第8級の7に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

さらに、請求人は、平成〇年〇月〇日、D病院に受診し「右人工股関節全置換

術後」(以下「本件傷病」という。)の傷病名にて療養を継続した。請求人は、本件傷病は本件災害による傷病が再発したものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は不支給処分を行ったが、この処分に対する審査請求の取消し決定を受け、再発が認められ、両給付を受給してきた。

その後、請求人は、平成○年○月○日以降の休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件傷病は、同年○月○日をもって治癒しているとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病は平成○年○月○日をもって治癒しているとして、同年○月○日以降の期間に係る休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、請求人の右足股関節及び右足骨盤と右膝の痛みは続いており、請求人の本件傷病は、未だ治癒していない旨主張しているため、改めて一件記録を精査したところ、次のとおりである。

(2) E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「(平成○年○月○日以降の検査所見)レントゲン上は特に変わらない。(症状が安定している

か否か) リハビリにて自覚症状は改善しているとのこと。(治療の効果があるか否か) あり。(今後の具体的な治療方針) 投薬、リハビリで。(現在の治療は、アフターケア制度に移行することが可能か否か) 可能。(治ゆ・症状固定の見込みの時期) 平成〇年〇月で〇年となるので、その時点で症状固定とし、アフターケアにしましょうと請求人に説明。(治ゆの時期が3か月を超える場合の理由) 少しづつしか改善していないから。」と述べており、さらに、平成〇年〇月〇日付け診断書において、要旨、「(過去1年間における療養の内容) 内服、外用、リハビリ。(他覚的所見) 右股人工関節後であるが、特にX線上変化を認めない。(今後の治療の概要) 除痛のための加療。(今後6か月間の療養等の見通し) 症状の変化認めず。本年〇月で症状固定の予定。」と所見している。

(3) 上記E医師の所見によれば、治療の内容は痛みに対する投薬やリハビリであり、対症療法であると認められるところ、〇年以上のリハビリ治療が継続されたにもかかわらず、請求人の症状の変化はほとんど認められていない。そうすると、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、請求人に発症した本件傷病は、平成〇年〇月〇日に治ゆとしたものと判断する。

(4) 当審査会における上記判断は、請求人から提出のあった上記資料を含む本件における一件記録を十分に精査し、検討した上でなされたものであることを付言する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした平成〇年〇月〇日以降の休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。